

【登録養成機関の登録を受けようとする者の提出書類】

* 3年毎の更新時にも以下と同様の資料を提出。(21条)

(1) 申請書(34条)

登録を受けようとする者の氏名、名称並びに法人にあっては、その代表者氏名
登録養成課程の業務の開始予定日

(2) 申請書に添付する書類(34条)

基準省令別表1及び別表2の「演習を教授する者及び実習の指導者の要件」に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類

科目	経営診断	経営診断
演習を教授する者及び実習に係る指導者の要件	経営コンサルタント業を主たる事業として五年以上営む中小企業診断士(従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士を含む。)又は中小企業の経営についての専門的な知識及び技能若しくは中小企業に関する学識経験を有する者であって、中小企業の経営方法又は技術に関する研修に係る演習又は実習の教授又は指導経験を有する者であること。	同左

以下のいずれにも該当しないことを証する書類(誓約書)

法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(19条)

30条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者(19条)

法人にあっては、その業務を行う役員のうち、前の2項目のいずれかに該当する者がいないこと(19条)

<30条>

1. 19条 又は に該当するに至った時。
2. 22条 (登録養成課程計画の届出) 23条(登録養成機関の氏名、名称又は住所の変更) 24条(登録養成課程業務規定の届出) 25条(業務を休廃止する時の届出) 26条 (財務諸表等の備え付け及び閲覧等) 31条(登録養成課程の実施年月日、場所等を記載した帳簿の備え付け) に違反した時
3. 正当な理由がないのに26条 各号(財務諸表の閲覧、謄本の請求等)の規定による請求を拒んだ時
4. 28条(35条 のいずれかに適合しなくなった場合の適合勧告) 29条(22条、及び (登録養成課程の実施義務)への改善勧告)の規定による勧告に違反した時。
5. 不正の手段により登録を受けた時

その他参考となる事項を記載した書類

登録養成課程の実施に関する計画（ 22条 ）

毎事業年度作成し、年度開始前に経済産業大臣へ提出。変更する場合も同様。（ 22条 ）

・ 35条 に掲げる要件に適合するものでなければならない（別途掲載する「中小企業診断士制度の登録等及び試験に関する規則第35条第1項に規定する登録養成機関の登録について」を参考に作成されたもの）

・登録養成課程を修了した者に、当該課程を修了したことを証する書面を交付しなければならない。（ 22条 ）

登録養成課程の業務に関する規程（ 24条 ）

業務開始前に経済産業大臣へ届出。変更する場合も同様（ 24条 ）。

記載事項は以下のとおり。（ 22条 ）

- ・登録養成課程の受講申請に関する事項
- ・登録養成課程の受講料の額及び収納の方法に関する事項
- ・登録養成課程の日程の公示方法その他登録養成課程の実施の方法に関する事項
- ・登録養成課程の修了したことを証する書面の発行に関する事項
- ・登録養成課程の業務に関する秘密の保持に関する事項
- ・登録養成課程の業務に関する公平の確保に関する事項
- ・不正受講者の処分に関する事項
- ・登録養成課程の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- ・ 26条 及び （財務諸表等にかかる文書の謄本又は抄本の請求、財務諸表等にかかる電磁的記録の請求）の請求に係る費用に関する事項
- ・その他登録養成課程の業務に関し必要な事項

登録養成課程の実施年月日、場所等を記載した帳簿（ 31条 ）

登録養成機関は、以下に掲げる事項を記載した帳簿を備え、5年間保存しなければならない。

- ・登録養成課程を実施した年月日及び場所
- ・登録養成課程で教授又は指導した者の氏名と略歴
- ・ 22条 に規定する書面（登録養成課程を修了したことを証する書面）を交付した者の登録番号と氏名

* その他

登録養成機関は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該磁気的記録を含む。）を作成し、5年間事務所に備えておかなければならない。（ 26条 ）